

## 地域包括ケア高齢者等の住まいの確保対策部会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、高知県居住支援協議会会則第11条第3項の規定に基づき地域包括ケア高齢者等の住まいの確保対策部会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

### (活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、主に次の事業を行う。

- 一 高知県内における住宅確保要配慮者（以下「単身高齢者等」という。）の住宅事情の実態や問題点を把握するための調査及び対策の検討
- 二 市町村が行う単身高齢者等の住宅関連事業等へのアドバイスの実施
- 三 単身高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」という。）相談窓口の設置及び運営
- 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する普及啓発
- 五 住宅確保要配慮者の住宅確保等に関する研修等の実施
- 六 前各号及び前各号に附帯関連する事務
- 七 その他目的達成の為に必要な事業

### (会員)

第3条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 本会の会員は高知県居住支援協議会の会員のうち、部会長が指名する会員をもって構成するものとする。
- 3 本要領施行後、新たに本会の会員となろうとするものは、部会長の指名を受けるものとする。
- 4 会員は、退会しようとするときは、その旨を本会に届け出るものとする。
- 5 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく部会長にその旨を届け出るものとする。

### (役員)

第4条 本会には、次の役員を置く。

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 一 | 部会長  | 1名   |
| 二 | 副部会長 | 2名以内 |
| 三 | 理事   | 若干名  |
| 四 | 会計監事 | 1名   |

- 2 副部会長、理事及び会計監事は、部会長の指名により選任する。

(役員の仕事)

第5条 部長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 部長に事故があるときは、副部長がその職務を代行する。
- 3 会計監事は、本会の会計に関する監査を行う。

(役員会)

第6条 役員会は、部長、副部長、理事及び会計監事をもって構成する。

- 2 役員会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に部長が招集する。
- 3 役員会は、次の事項を承認議決する。
  - 一 部会の事業計画及び予算に関すること。
  - 二 部会の事業報告及び決算に関すること。
  - 三 その他部会に係る基本的事項及び重要事項に関すること。
- 4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部長の決するところによる。
- 5 本会において、第2項の規定に関わらず部長が必要と認めるときは、別途、臨時役員会を招集することができる。

(オブザーバー参加)

第7条 部長が必要と認める団体等は、本会が開催する会議にオブザーバーとして参加することができる。

(経費)

第8条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から翌年の3月31日までとする。

(会計書類等の備え置き)

第10条 本会は、会の収支、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿の閲覧・謄写を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧・謄写させなければならない。

(会計監事の職務及び権限)

第11条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、監査報告を作成する。

- 2 会計監事は、いつでも、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局は、高知県土木部住宅課内に置く。

(部会報告)

第 13 条 本会の活動状況については、毎年度末（当該年度末の報告が困難な場合は、翌年度早期）に、高知県居住支援協議会に報告するものとする。

(秘密保持)

第 14 条 会員は、本会の事業を通じて又は関連して知り得た情報で、秘密である旨明示されたものについては、これを秘密に保持するものとし、第三者に開示してはならない。ただし、受領した時点で既に公知の情報、当該会員の責によらずして公知となった情報、当該会員が既に適法に保有している情報及び開示する正当な権限を有する者から秘密保持義務を課されることなく受領した情報についてはこの限りではない。

また、会員は知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、並びにその他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度別に定める。

附 則

この要領は、令和 元年 5 月 16 日から施行する。